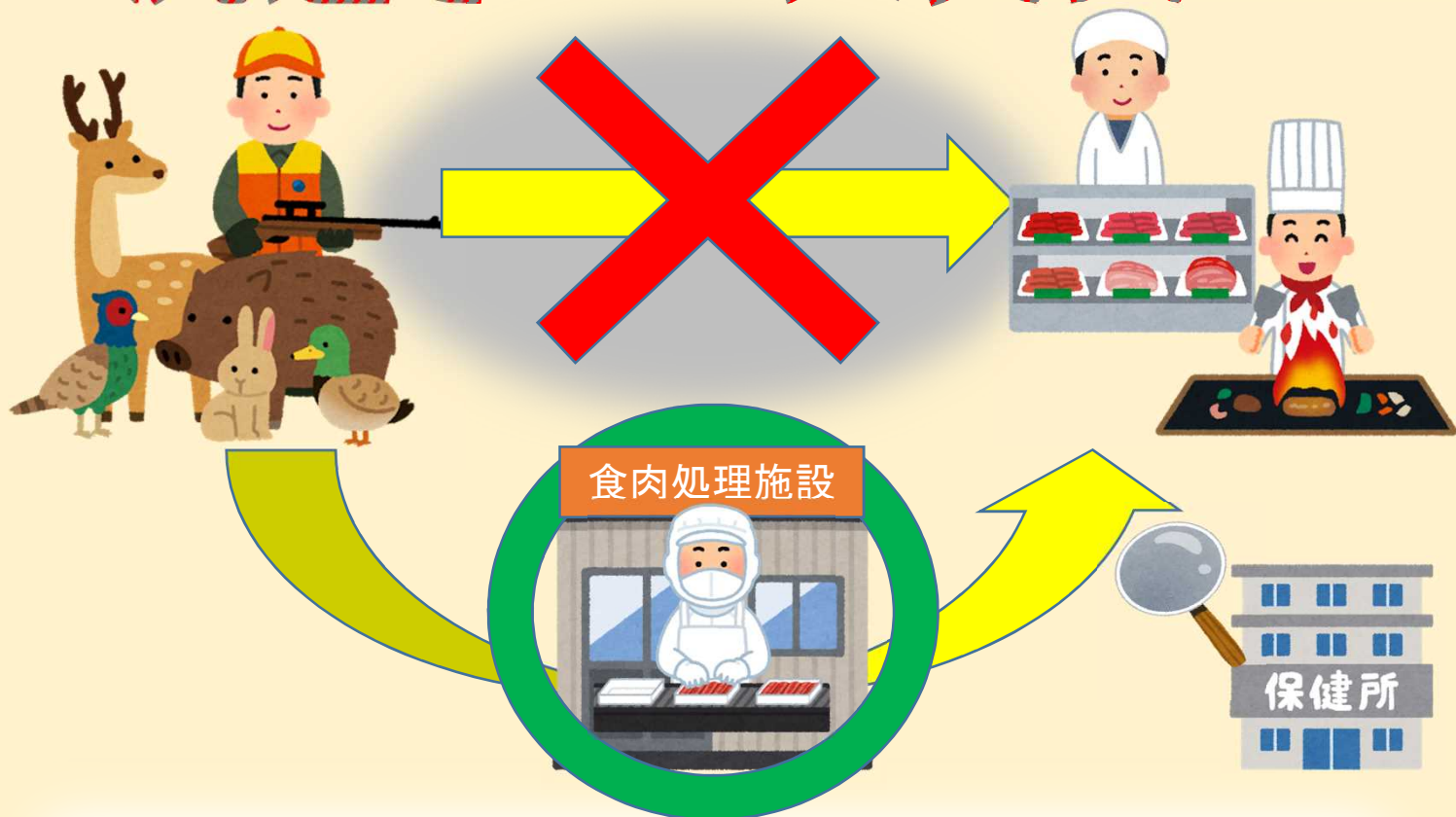


# そのジビエ… 流通させて大丈夫？



- 飲食店や販売店などでジビエ(野生鳥獣の肉)を調理・販売する場合、食品衛生法に基づく営業許可を取得した施設において解体などが行われた肉を仕入れなければなりません。
- 施設の営業許可を受けるには、条例等で定める施設基準を満たし、都道府県知事等に申請する必要があります。  
詳しくは管轄の自治体の保健所にお問い合わせください。
- 厚生労働省では、野生鳥獣の解体や調理時に守るべき衛生管理の方法等を示したガイドライン等を作成※しており、これらに従って衛生的に行う必要があります。  
※自治体が独自にガイドラインやマニュアルを作成している場合もあります。  
ジビエを食べる際には、十分加熱して食べるようにしましょう。
- 全国の保健所では、夏期及び年末に、飲食店などに対し、不法に流通したジビエ肉の取締りを行っています。
- 農林水産省では、ジビエの利活用に向けた施設整備等への支援やマニュアルを作成しています。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

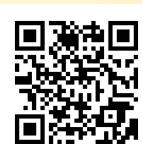
代表:03-5253-1111(内線2476)

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

代表:03-3502-8111(内線5502)



厚生労働省



農林水産省